

# 信用補完制度の運用改善による 利便性向上

2005年1月27日

中小企業庁

## ( 目 次 )

各種手続きの合理化	2
経営支援の強化	5
再生支援の強化	7
保証協会の経営方針の明確化	12
担い手の多様化について	13
中小企業者の取組に対する支援	14

# 各種手続きの合理化

**目的:保証手続の簡便化・迅速化を図ることにより、中小企業者・金融機関の負担を軽減し、保証制度の利便性を向上させる。**

## 1. 保証申込における利便性向上

### 【現状と課題】

添付書類が多く、保証申込手続が複雑なため、利用者(中小企業者、金融機関)にとって負担となっている。

保証協会ごとに電算システムが異なっており、また、書式・利用手続が統一されていない。このため、複数の保証協会を利用する中小企業者や金融機関は、各保証協会の書式・手続に合わせた申込を行う必要がある。

保証協会において、保険事務の合理化を進めることにより、保険関係事務から他の業務への適切な人員配置が期待できる。

### 【検討の方向性】

現在検討を進めている保証申込の電子化への取組を強化し、保証申込の迅速化、簡便化を図るべき。

複数グループの保証協会で電算システム共同化の検討が進められているが、推進委員会等を設置し、その取組を全国的に統一されたものとすべき。また、申込書式・事務手続についても、全国で統一すべき。

保証に係る事務については、保険関係事務と深く関わっているため、当該事務まで一貫した簡便化・見直しを行うべき。

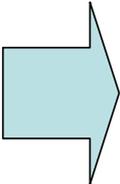
## 2. 保証審査における利便性向上

### 【現状と課題】

全部保証制度下においては、金融機関としては保証協会との審査協力へのインセンティブが小さく、金融機関の審査能力を十分に活用できていない。

一部の提携保証を除き、金融機関が貸し手として一定の審査を実施するとともに、保証協会も別途審査を行っている( 1)ため、保証の審査を迅速に行う要望がある一方、事業の将来性や経営者の資質等の定性要因( 2)を十分に加味して審査を行ってほしいとの要望もある。

### 【検討の方向性】



金融機関の審査能力を活用するため、信用情報の共有等を積極的に行い、協調体制を強化すべき。

幅広い制度において、CRD等を積極的に活用し、保証協会による審査を大幅に簡略化する保証を積極的に導入する一方で、定性要因を十分に考慮した審査も行うなど、中小企業者の実情にあわせ、保証審査にメリハリをつけるべき。

- 1 平成16年に、会計検査院より保証審査が不十分である旨指摘を受けた。この指摘の中でも、金融機関との情報共有が必要とある。
- 2 定性要因に基づいて、独自の非財務スコアを算出している協会は28協会。

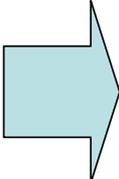
### 3. 免責条項に関する運用の明確化

#### 【現状と課題】

保証債務の履行に係る免責条項(保証協会と金融機関との契約において規定)についての解釈は、保証協会連合会によるガイドライン(平成8年制定)で整理されているものの、実際の運用では統一されていない面もある。

複数の保証協会を利用している金融機関は、各保証協会が免責条項についてどのような運用を行っているかを把握し、それに沿った形での申込・期中管理が必要となっている。

#### 【検討の方向性】



免責条項の解釈について、金融機関等と協議し、ガイドラインの明確化を行うとともに、運用を全国的に統一するため、各金融機関・保証協会に対して周知徹底すべき。また、当該ガイドラインは、ケース・スタディ等を拡充していくなど、時宜に応じた見直しを継続的に行うべき。

# 経営支援の強化

**目的：経営改善が必要な中小企業者に対して、金融機関と密接に連携しつつ、早期に経営支援を実施するため、支援体制を強化する。**

## 1. 経営支援の体制について

### 【現状と課題】

経営支援を行うための必要な体制について、一部の保証協会においては取組も見られるが、協会ごとにばらつきがある。また、多くの保証協会において、当該業務を担当する職員数は十分とは言えない(期中管理の担当者全体でも、職員数の6.4%に留まっている(平成15年))。

### 【検討の方向性】

全国の保証協会において、経営支援の体制整備を実施すべき。また、保証協会にいる中小企業診断士(205名(平成15年))等の有資格者を活用し、ビジネスマッチングや経営セミナー、財務管理のアドバイス、経営情報の提供等、きめ細かい経営支援をできるよう、メニューを拡充し、経営支援を強化すべき。

税理士会・中小企業診断協会・政府系金融機関・中小企業基盤整備機構・大学等、他の機関と連携し、幅広い支援を行うべき。

## 2. 経営情報の把握について

### 【現状と課題】

全部保証制度下において、金融機関は融資先への経営支援を行うインセンティブが小さく、また、保証協会も人的リソースの不足等により、実際には、中小企業者に対して十分な経営支援が行われていない。

金融機関は、保証協会に比して中小企業者の情報を多く持つものの、経営支援が必要な場合において、金融機関から保証協会に対して、早期に経営情報が提供されることが少ない。

### 【検討の方向性】

金融機関の経営支援を活用するため、経営情報の共有等を積極的に行い、協調体制を強化すべき。

保証協会は、金融機関に課している報告事項の要件( )及び内容について見直しを行い、適切に情報を入手できる仕組みを構築すべき。

### 現状の報告要件(例)

現状、金融機関が保証協会へ報告しなければならない要件は、経営の悪化が相当程度進んだ場合に限定されている(提出時期は、その事由が生じた日から10日以内が原則)。

支払いの停止または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

債務者または保証人の預金その他当該金融機関に対する債権について、仮差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。

# 再生支援の強化

目的：再生支援の強化により、再生を通じた地域・中小企業の活性化を目指す。

## 1. 保証付き債権等の譲渡先の拡大

### 【現状と課題】

全部保証制度下において、金融機関は融資先への再生支援を行うインセンティブが小さい。保証付き債権の譲渡先は、法令上、金融機関等の一部の者に限定されており、再生ファンドやサービサーに対しては譲渡ができない。

### 【検討の方向性】

中小企業者の再生可能性を高める観点から、法令改正により、再生支援に積極的な再生ファンドやサービサーへの債権譲渡を認め、中小企業再生の担い手を多様化すべき。

## 2. 求償権に関する運用の見直し

### 【現状と課題】

金融機関が期限の利益を喪失させた後になって、保証協会が代位弁済( 1)し、求償権( 2)を得る運用となっているため、保証協会が求償権を得る段階においては、企業再生の機を逸しているとの指摘がある。

求償権の原資のほとんどは国民の税金であり、適切な回収が必要である一方で、主債務者に対する求償権の放棄には全く応じないという硬直的な運用となっているため、

- ・再生計画の立案に際して大きな制約要因となっている
- ・回収金以上にコストを掛けている

等の問題がある。

### 【検討の方向性】

再生支援協議会が組成した案件、明らかに回収費用が期待回収金を上回る案件等については、厳格な規律の下で、

代位弁済に至ることが明らかな場合において、主体的に再生に取り組むため、金融機関から早期に債権を引き受ける

一定程度の弾力的な運用により求償権放棄・譲渡を認める等により、中小企業の再生に積極的に関与すべき。

- ( 1)代位弁済 保証付きの貸付金が、倒産などの事故により返済を行うことが出来なくなった場合に、保証協会が金融機関に対して元本と利息等を支払うこと。
- ( 2)求償権 代位弁済をしたとき、保証協会が当該中小企業者に対して代位弁済額を元本として持つ債権のこと。

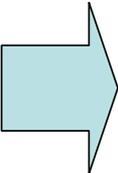
### 3. 求償権先への新規保証

#### 【現状と課題】

求償権先への新規保証は、原則として行っていない。

企業再生において、ニューマネー供給は重要な再生手法の一つであるが、再生中小企業者の信用リスクは高いため、金融機関がプロパー融資を行うことは容易ではなく、保証協会の支援に対する期待は高い。

#### 【検討の方向性】



保証協会と中小公庫との保険契約(約款)・運用を改正し、弾力的に求償権先への新規保証を行うことにより、民間金融機関の融資を呼び込むことができるようにすべき。

## 4. 再生支援のための体制整備

### 【現状と課題】

一部の保証協会において、再生支援のための組織を設置するなどの取組が始まっているが、全国的な動きにはなっていない。

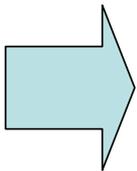
保証協会にとっては、保険免責に対する不安を抱えたままであると、踏み込んだ再生支援に躊躇してしまう面がある。

### 【検討の方向性】

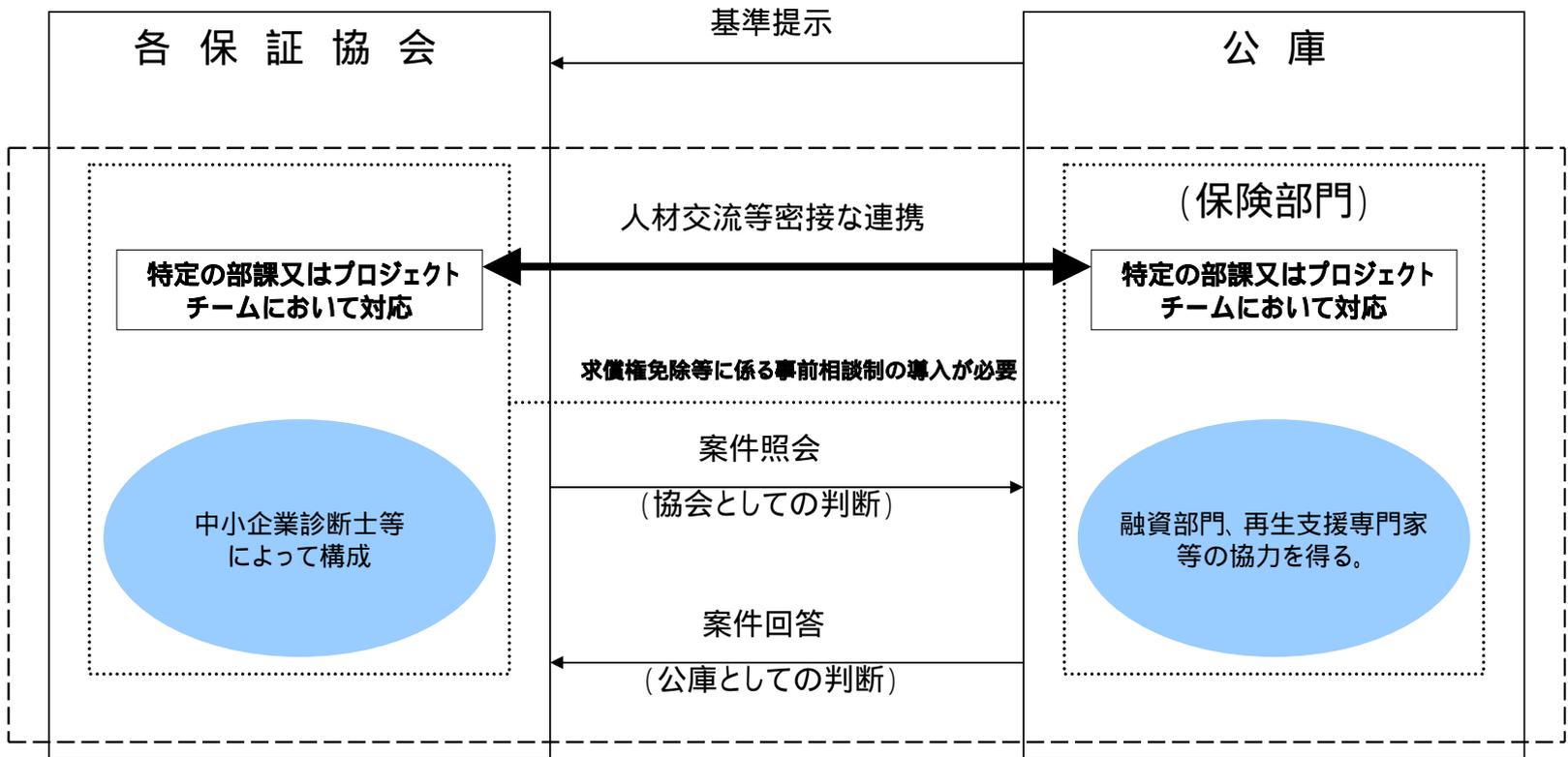
各保証協会又はブロックごとに再生支援のための体制(経営支援チーム)を全国的に整備すべき。

中小公庫は保証協会と連携を図りながら、再生に積極的かつ迅速に取り組む体制を整備すべき。さらに、その体制を実効あるものとするため、Fire Wallに留意しつつ、公庫における再生支援体制を強化し、専任体制を整備すべき。

これらの再生支援体制は、金融機関の再生専門部署とも十分な連携を図るべき。



# 経営支援体制(イメージ図)(案)



定例会などにおける事例紹介を通じて、情報の共有化を図る  
上記経営支援体制は地域金融機関との密接な連携を図る

--- 経営支援体制

## 保証協会の経営方針の明確化

**目的：保証協会自身が保証基準や保証実態、運営方針等を明確にすることにより、協会の経営について、中小企業への説明責任を果たし、経営の透明性を高める。**

### 【現状と課題】

保証協会は、毎年度、中期業務計画( 1)を作成しているが、具体的取組に関する目標設定が十分ではない、全ての当該計画が公表されているわけではない、実績の評価・公表・フォローアップも十分とは言えない等の点につき、改善の余地がある。

この他、保証協会の経営が基本財産(民間企業の資本金等に当たるもの)を取り崩す状況に陥った際に、経営改善計画( 2)を策定し、国に報告することとなっている。

### 【検討の方向性】

中期業務計画のあり方を見直し、前年度事業の評価、重点政策課題に対する具体的取組、利用者の声を踏まえた具体的対応等、計画内容の充実を図るべき。

第三者により、中期業務計画の内容、当該計画の実施状況に係る評価やフォローアップを行うとともに、当該計画及びフォローアップ結果について公表すべき。

- 1 中期業務計画 取り組むべき重点課題に加えて、保証承諾・代位弁済・回収等の実績と計画や収支計画、基本財産増強計画について記載。
- 2 経営改善計画 協会経営の健全性を確保する観点から、収支の悪化等に対する改善計画を記載。

## 担い手の多様化について

**目的: 中小企業による資金調達の担い手の多様化を実現し、中小企業向けの資金供給を円滑化する。**

### 【現状と課題】

信用補完制度の利用者は金融機関等に限定されており、信託業を行う事業会社(信託会社( ))や、ファイナンス会社は対象となっていない。

平成15年12月の「経済活性化のための産業金融機能強化策」において、市場型間接金融の担い手となる信託会社が新たな資金供給の担い手として期待されている。

### 【検討の方向性】

信用補完制度の利用可能者に、信託会社やファイナンス会社を加えるべき。

信託会社 平成16年12月に信託業法が改正され、金融機関以外の者が信託業を行うことが可能となった。

# 中小企業者の取組に対する支援

目的: 中小企業者が財務管理や経営の工夫を積極的に行う取組を支援する。

## 【現状と課題】

企業の財務管理能力向上や経営の工夫は、企業経営者にとって重要であるとともに、金融機関からの円滑な資金調達という観点からも不可欠。民間金融機関においては、税理士会等を活用した、中小企業者の努力を評価した商品設計を行っているケースが見られる。

過去の返済状況が順調であったり、財務状況が良好な中小企業者に対して、保証料率を割引きする制度(それぞれ0.05%の割引)があるが、割引幅は小さく、メニューは限定的である。

保証料率は、原則として基本保証料率により全国一律の運用を行っており、中小企業者のリスクを反映したものとなっていない。このため、優良先から業況不振先までの幅広い中小企業者のニーズに対応できていない。

## 【検討の方向性】

適正な経営の遂行等、保証協会の利用に係る十分なインセンティブ付けを強化するため、税理士会・中小企業診断協会との連携を図りつつ、割引幅の拡大や割引制度の拡充を図るべき。

中小企業者の幅広いニーズに対応するため、リスク対応型の保証料率導入を検討すべき。

長期的視野に立った経営を促すための、割引項目案

- ・税理士のチェック入りで財務諸表を作成している先、中小企業診断士の経営管理を受けている先
- ・電子申請(決算書を電送化 XBR L方式で提出する先)による保証申込を行う先
- ・決算書を毎期分提出先(次回申込時)

等